

## 余裕期間設定工事試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は鹿児島市水道局が発注する建設工事（建築工事及び設備工事を除く）の一部において、余裕期間を設定した工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 工事発注にあたり、実際の工事期間前に建設資材の調達や労働力確保に活用する「余裕期間」を設定することで、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保が促進され、人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

### (対象工事の選定)

第3条 対象工事は、受注者が工事開始日を選択することとし、以下のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 竣工期限を設定して発注する工事
- (2) 余裕期間を設定した場合に繰越が予想される工事
- (3) 災害復旧工事を含む緊急性のある工事
- (4) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

### (余裕期間の設定)

第4条 余裕期間は落札決定通知の翌日から起算して「60日間」とする。なお、発注にあたり特別の事情がある場合には「90日間」とすることができる。

- 2 前項の規定により難しい場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

### (適用)

第5条 発注者は余裕期間設定工事を発注しようとするとき、予算執行伺いにおいて「余裕期間設定工事」と記載し決裁を受けるものとする。

- 2 余裕期間設定工事においては、特記仕様書に必要事項（別紙1）を明記しなければならない。

### (工事開始日の設定)

第6条 受注者は余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、「工事開始日通知書（別紙2）」により契約締結までに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。

(工期の設定)

第7条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

(前払金の取扱い)

第8条 受注者は工事開始日までの間に、前払金の支払いを請求することはできない。

(余裕期間中の取扱い)

第9条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

- 2 主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 3 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
- 4 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
- 5 期間中の当該工事現場の監理は、発注者の責任において行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。